

# 令和3年度かごしま地域活性化協働推進事業 募集要項

## 1 趣旨

この事業は、地域コミュニティ組織やボランティア団体、NPO法人、その他営利を目的としない活動を実施している法人等（以下「団体等」という。）と県が、様々な地域課題の解決に向けて、協働して取り組み、SDGs等の達成に向けた事業を推進するものです。

県が示す地域課題に係る取組テーマについて事業実施を希望する団体等は、テーマを設定した県の担当課に事業の企画を提案し、事業内容等について両者の協議を整えて、連名で申請していただきます。（4ページ9（4）「担当課との事前協議」参照）

申請があった事業の中から県が採択した事業を、団体等と県の担当課が協働により実施することになります。

協働とは… 共通の目標の実現のため、関係者が互いを理解し、それぞれの特性を活かしながら互いの自主性と自立性を尊重し、対等な関係の構築を図りつつ、責任と役割を共有・分担し、協力・協調し、成果を共有すること。

## 2 応募できる団体等

応募できるのは、地域コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア団体、その他非営利活動団体のほか、企業、大学等で、次の（1）～（5）の全ての要件を備えている団体等（以下「団体等」という。）です。

また、複数の団体による協議体の応募もできます。この場合、協議体の幹事団体が、次の要件を備えていることが必要です。

- （1） 定款や規約等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること
- （2） 県内に事務を行う場所を有し、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること  
なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含めます。
- （3） 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること
- （4） NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること
- （5） 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
  - イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
  - ウ 暴力団
  - エ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
  - オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
  - カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
  - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
  - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

- ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (6) 上記(5)に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。
- ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- イ 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- ウ 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- エ 役員等 次に掲げる者をいう。
- ① 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等(営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
  - ② 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他①に掲げる者と同等の責任を有する者
  - ③ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

### 3 対象となる事業

対象とする事業は、次の全てを満たす必要があります。

- (1) 営利を目的としない※事業であること
- (2) 「取組テーマ」(P7~8)の「背景・地域課題」を踏まえて、県における広域的課題や広域連携による地域課題の解決、及びその地域ならではの課題の解決に向けて取り組む先進的・先駆的な事業であること
- (3) 多様な主体が地域課題の解決に向けて協働による仕組みを構築するもので、地域コミュニティの再生・創出に資する事業であること
- (4) 団体等の特性(専門性、柔軟性、自発性、個別性、多様性、機動性等)を活かすことにより、成果が期待できる事業であること
- (5) 事業成果を団体等の営利活動に利用することを目的とした事業でないこと
- (6) 事業終了後も事業成果を活かして、取組が継続される事業であること

※ ここでいう「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対して、剰余金(利益)を分配したり、財産を還元しないということです。

### 4 事業の実施体制

事業の実施に当たっては、必要に応じて地域における多様な主体と協働します。

※ 多様な主体には、自治会や町内会等の地域コミュニティ組織、その他PTAやあいご会、青年団、老人クラブ、消防団等の地縁団体、NPO法人やボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉施設、学校、企業、商工団体等の各種団体等があります。

### 5 事業費

1件当たりの事業費の額は、1,500千円を上限とします。

## 6 採択件数

4件程度（事業費の総額6,000千円以内）

## 7 事業の実施期間

令和3年7月から令和4年3月初旬

## 8 対象となる経費等

- (1) 対象となる経費  
対象経費は以下のとおりとします。ただし、団体等の運営に係る経常的な経費は除きます。  
人件費，謝金，旅費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，使用料及び賃借料，委託費，施設等整備費，設備・備品購入費等
- (2) 施設及び設備・備品の整備
  - ア 本事業における施設や設備・備品の整備は，本事業の目的を達成するために真に必要不可欠であり，事業終了後もその目的に沿って継続して適正に管理・使用されることが明らかな場合に限るものとし，上限額は原則として総事業費の1/2以内とします。
  - イ 施設整備に国及び地方公共団体等の他の事業が活用できる場合には，それを優先するものとし，活用が困難な場合に限り，本事業の対象とすることとします。  
なお，その場合，当該施設等の整備に係る経費に充当できる割合は，他の事業の補助率等（助成率，交付割合等）以下とします。

## 9 応募期間と応募方法

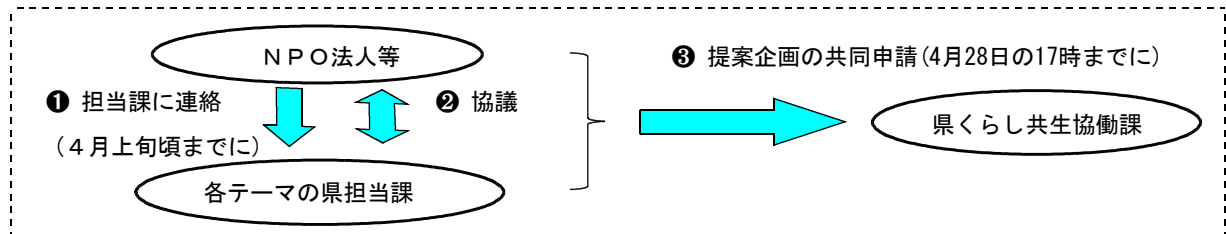
- (1) 応募期間  
令和3年4月1日（木）～4月28日（水）午後5時まで（必着）
  - (2) 応募方法  
(3)の提出書類を応募先に郵送するか，直接お持ちください。  
※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。
  - (3) 提出書類
    - ア 申請書（様式第1号）
    - イ 事業計画書（様式第2号）
    - ウ 添付資料
      - ① 団体等の定款，規約，又はこれに代わるものの写し
      - ② 団体等の直近1年間の事業報告書，活動(収支)計算書及び貸借対照表又は財産目録
      - ③ 団体等の活動及び本事業の内容を理解するために参考となる資料
- ※ 提出書類の様式は，県のホームページに掲載していますので御利用ください。また，提出された書類は，お返ししませんので御了承ください。  
[総合トップ>一般・県民の方々>くらし・環境>共生・協働（NPO等）>共生・協働関連事業 >NPO共生・協働・かごしま推進事業]

(4) 担当課との事前協議

事業実施を希望する団体等は、テーマを設定した担当課との協議が必要です。

4月上旬頃までには、担当課に事業の企画を提案し、申請に向けた協議を開始してください。(連絡先は、P9参照)

なお、担当課との協議の結果、申請できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。



## 10 審査・選考方法

(1) 審査・選考

審査及び選考は、県において行います。

(2) 事業内容等の確認

審査の過程で、申請内容に不明な点がある場合は、電話等で確認させていただくことがあります。

(3) プレゼンテーション

審査に際しては、原則として事業についてのプレゼンテーションをお願いいたします。日程等については応募団体の状況に応じて配慮し、後日通知します。  
なお、プレゼンテーションの出席に係る経費は申請者の負担となります。

(4) 実施条件

選考に当たっては、実施方法や事業費等について、条件を付す場合があります。

## 11 審査基準

(1) 事業目的の的確性

- ・ 県における課題や連携による地域課題の解決を目的とした先進的・先駆的な取組であり、他の地域や団体のモデルとなるものであること
- ・ 地域コミュニティの再生・創出に資するものであること
- ・ 事業目的に重要性・緊急性があること

(2) 事業内容の実現性

- ・ 事業内容に具体性があり、実現可能であること
- ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること

(3) 事業実施方法の妥当性

- ・ 県との役割分担が明確かつ妥当であること
- ・ 必要に応じて多様な主体と協働して実施するものであること
- ・ 団体等の特性を活かすことができるものであること

(4) 事業の継続性

- ・ 事業終了後も、事業成果を活かした取組が行われることが確実であること

(5) 事業費の妥当性

- ・ 所要経費の積算が、事業内容に対し妥当なものであること など

## 12 会計処理等

- (1) 会計区分  
本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。
- (2) 会計帳簿類の保管  
会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。
- (3) 財産の管理
  - ア 事業完了後の財産の帰属  
事業の成果品は原則として委託元である県に帰属しますが、協働事業の場合、受託者等が相応の経費負担をする場合があり、その場合の成果物の帰属は仕様書等に定めることとします。
  - イ 財産の管理及び使用  
本事業により取得し、又は効用の増加した財産の本事業完了後の管理については、契約の中で団体等と県が取り決めます。  
なお、財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業目的を踏まえた有効な活用を図るものとします。  
また、本事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が50万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）が定める耐用年数を経過するまで、県知事の承認を受けずに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保、又は処分供してはならないものとします。

## 13 事業の実施

- (1) 事業実施に向けた協議（事業採択後の協議）
  - ア 事業を採択された団体等（以下「事業実施者」という。）は、担当課と実施に向けた協議を改めて行います。  
なお、協議の結果、事業内容の一部を変更する場合があります。
  - イ 担当課と事業実施者は、協議に基づき、事業の仕様書を作成します。  
なお、仕様書では、役割分担やスケジュール、経費負担、取得する財産の管理方法等を明らかにします。
- (2) 見積書等の提出  
事業実施者は、事業費の見積書と下記の書類を担当課に提出します。
  - ア 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく「誓約書」及び「役員等名簿」（様式第3号）
  - イ 県税の納税証明書（各地域振興局・支庁の県税課（鹿児島地域振興局は県税管理課）で発行します。）
- (3) 契約の締結  
担当課と事業実施者との間で契約を締結します。
- (4) 事業費の支払い  
事業費の支払いは、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行います。  
ただし、前金払が必要な場合は、その割合等を契約時に取り決めます。
- (5) 事業実績報告  
事業実施者は、事業終了後、担当課と連名で事業実績報告書（様式第4号）を提出します。



## 14 協働事業の評価

- (1) 協働のスタートアップ  
事業の目的・目標の認識を共有するため、事業開始前に実施団体と担当課が話し合い、担当課が事業評価票を作成し、提出します。
- (2) 協働のふりかえり  
目標の達成状況、協働の効果や手順の妥当性等について評価し、明らかになった課題を必要な改善や今後の事業に活かすため、事業終了後に実施団体と担当課が話し合い、担当課が事業評価票を作成し、提出します。

## 15 情報公開・情報提供

- (1) 県における情報公開等  
事業の実施状況及び実績の概要等を県のホームページ等で広く紹介します。
- (2) 実施団体における情報提供  
実施団体は、活動状況等について積極的な情報公開・情報提供を行うものとします。

## 16 事業のスケジュール

募 集	令和3年4月1日（木）～4月28日（水）午後5時まで（必着）
審査・選考等	【令和3年5月～6月】 ○ 応募事業の審査による実施事業の採択 ○ 選考結果の通知、公表 ○ 事業の委託契約の締結
事業実施	【令和3年7月～令和4年3月初旬】 ○ 事業評価票（協働のスタートアップ）の提出 ○ 仕様書に沿って事業実施 ○ 事業の進捗状況の報告（11月末頃） ○ 事業の完了、完了検査の実施
	【令和4年3月中旬】 ○ 事業実績報告書の提出 ○ 事業評価票（協働のふりかえり）の提出

## 17 問合せ及び応募先

鹿児島県男女共同参画局 暮らし共生協働課 協働企画係  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁行政庁舎9階  
電話：099-286-2247 FAX：099-286-5524  
Email：k-kyodou@pref.kagoshima.lg.jp